

別紙

委託契約条項

(総則)

第1条 乙は、この契約の定めるところにより、頭書の委託業務を誠実に履行し、甲は、乙に対する債務を履行しなければならない。

2 仕様書又は設計要項に明記されない仕様があるときは、甲・乙協議して定める。

(権利の譲渡等の制限)

第2条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の制限)

第3条 乙は、義務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 委託業務について、特許権その他、第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、乙はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(実施調査等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施について随時実施に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額及び履行期限を変更する必要がある時は、甲・乙協議して定める。

2 乙は委託業務について仕様書又は設計事項の不備、不測の支障、その他正当な理由がある場合は、甲に対し委託業務の内容の変更を請求することができる。この場合において契約事項を変更する必要があるときは、甲・乙協議して定める。

(履行期限の延長)

第7条 乙は、乙の責に帰することの出来ない正当な理由により、履行期限内に委託業務を完了することができない時は、あらかじめ甲に対してその理由を明示して期限の延長を求めることができる。この場合の延長日数は、甲・乙協議して定める。

(損害の負担)

第8条 業務の実施について生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(履行遅滞による損害)

第9条 甲は、乙の責めに帰する理由により履行期限内に委託業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあると認めるときには、乙から違約金（遅滞日数1日につき、契約金額の千分の一の額とする）を徴して、期限を延長することができる。

2 甲の責に帰する理由により、第11条の定めによる契約金額の支払いが遅れたときは、乙は甲に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の率による遅延利息を請求することができる。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は委託業務を完了したときは、履行届又は設計図書納入審査経過調書を甲に提出し、この契約に定めた目的物（以下「成果品」という。）について甲の検査を受けなければならない。

2 甲は前項の届出書を受理したときは、届出書受理の日から起算して10日以内に検査しなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命ぜられたときは、乙は自己の負担でその指定期限内に補正して、甲の検査を受けなければならない。この場合における甲の検査については前2項の定めに従う。

4 甲の検査に合格したときは、乙は成果品を甲に引渡すものとする。

(契約金の支払)

第11条 乙は前条の定めによる検査に合格したときは、甲に対し契約金の支払を請求する。

2 甲は前項の定めにより、乙から適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

3 甲が乙の申し出により前金払をすることが適当と認めたときは、乙は契約金額の十分の三以内の金額（10万円単位とし、10万円未満は切り捨てる。）を請求することができる。

4 甲は前項の定めにより、乙から適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(解除権等)

第12条 甲は乙の責に帰する理由により、履行期限内に委託業務を完了する見込がないと認められる場合、若しくは乙がこの契約に違反したとき及びその他の理由により、契約の目的を達することができないと認められる場合、又は乙が契約の解除を申し出たときには、契約を解除することができる。

2 甲は前項の定めにより契約を解除し、これによって損害を受けた場合は契約金額の百分の十以上の額を違約金として乙から徴収することができる。

3 甲は委託業務が完了しない間は、第1項の定めによるほか必要がある場合には、契約を解除することができる。

4 前項の契約解除により乙に損害を及ぼしたときは、甲はこれを賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲・乙協議して定めるものとする。

5 甲が第1項又は第3項の定めにより契約を解除した場合に、一部完成した成果品で甲の検査に合格したのがあるときは、当該成果品を甲の所有とすることができる。この場合、甲は当該成果品に対する契約金の相当額を乙に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に洩らしてはならない。

(契約外の事項)

第14条 この契約に定めのない事項、及びこの契約について疑義を生じたときは、甲・乙協議して定める。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報については、加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例に定めるもののほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を当該個人の了解を得ず他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

- 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

- 4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

- 9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。